

## 北川ダム建設事業「検討の場」 規約 (安曇川治水計画に対する意見交換会)

### (名称)

第1条 本会は、北川ダム建設事業「検討の場」(以下「検討の場」という。)と称する。

### (目的)

第2条 検討の場は、滋賀県による北川ダム建設事業の検証に係る検討を進めるにあたり、地域の意見を反映するため、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下「実施要領細目」という。)に準じて、滋賀県の提案する治水の考え方について見解を述べることを目的とする。

### (検討の場)

第3条 検討の場は、別紙 - 1 で構成する。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 滋賀県は、検討の場を開催し議題の提案を行うとともに、その内容の説明を行う。
- 4 構成員は、検討の場において滋賀県が示した内容に対する見解を述べる。
- 5 構成員は、検討の場の開催を滋賀県に要請することができる。
- 6 構成員については、代理出席を認めるものとする。

### (滋賀県の役割)

第4条 滋賀県は検討の場の設置・運営・検討資料の作成、情報公開、主要な段階での関係住民から意見募集等を行い、対応方針案を作成する。

### (情報公開)

第5条 検討の場は原則として公開する。その公開方針は別紙 - 2 「公開方針」によるものとする。

(事務局)

第 6 条 検討の場の事務局は、北川ダム建設事務所に置く。

2 事務局は検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第 7 条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成 23 年 2 月 12 日から施行する。

## 北川ダム検討の場の構成

### 【構成員】

- 1 . 高島市長
  
- 2 . 安曇川水系治山治水事業促進協議会  
会長  
副会長  
理事  
顧問  
麻生区北川第一ダム対策会委員長  
北川第一ダム木地山区対策委員会委員長
  
- 3 . 安曇川沿川自治会長・区長  
朽木（木地山、麻生、市場、野尻、荒川、宮前坊）  
安曇川（下古賀、上古賀、長尾、中野、南古賀、西万木、十八川、  
三重生、庄堺、青柳、リバーサイド、北船木、南船木、川島）  
新旭（新庄、川原市、新旭井ノ口、安養寺、太田）
  
- 4 . 漁業協同組合長（朽木、廣瀬、北船木）  
安曇川沿岸土地改良区理事長
  
- 5 . 滋賀県知事

## 北川ダム検討の場 公開方針

検討の場の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、検討の場で定める。

### (1) 一般傍聴対象者

- ・一般傍聴対象者は可能な限り希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。

### (2) 会議開催の案内

- ・会議開催の案内は、北川ダム建設事務所のホームページで情報提供を行うほか、高島市防災無線の案内により行う。

### (3) 会議資料等の公開

- ・会議資料は公開を原則とする。
- ・会議資料および議事録は北川ダム建設事務所のホームページに掲載する。
- ・会議資料において公開することが適切でない資料等については、その理由を明示した上で非公開とする。
- ・議事録については発言者の役職名が入った議事録要約を作成する。

### (4) その他

- ・一般傍聴者の発言の機会を設ける。